

奮闘会員のご紹介!!

その
2

八千代市 京成バラ園



樹齢60年の大アーチ



人気の赤いバラ「ラブ」



諸川社長とスタッフの皆さん (右側はインタビューの2人)

日本にバラの花の文化を広め、多くの人々にバラを楽しんでもらおうとの思いで、昭和34年設立。現在では、世界有数の「バラ育種会社」として知られている。また、庭園としての評価も高く、2015年フランス・リヨンでの第17回世界バラ会議にて、「優秀庭園賞」を受賞している。

京成バラ園芸株式会社

URL : <https://www.keiseirose.co.jp>

設立 : 昭和34年3月

本社 : 八千代市大和田新田755

営業所 : 東京都墨田区八広1-15-3

令和3年度 各委員会・部会事業方針	P.1 ~
令和4年度税制改正提言 (第37回法人会全国大会)	P.5 ~
税務署だより	P.9 ~
広報委員会からのお知らせ	
会員検索システムを利用しよう!	P.11
全法連だより	P.13
会員投稿頁『心理学を社内、家庭、社会に生かす!』(Ⅲ)	P.16
こんにちはトップに直撃! 第22弾 京成バラ園芸株式会社	P.17 ~ 18
地域の仲間たち 大和証券 八千代緑が丘営業所 / 新甲鋼材(株) 税理士法人フロイデ / 旬えびす (焼肉えびす)	裏表紙

特別案内!!

12月8日(水)

全ブロック合同
会員交流ゴルフ大会

太平洋クラブ成田コース
先着80名様を募集中です

詳しくは本誌同封のチラシ又は
本会ホームページ参照ください
御参加をお待ちしています

参加
無料

第25回法人会フォーラム 講演会

講演 : 東国原 英夫 氏

日時 : 令和4年3月4日(金) 午後3時~4時半

場所 : ホテルスプリングス幕張

スマホ・タブレットの方は
こちらから

※千葉西法人会の事業予定はホームページをご参照ください。



公益社団法人 千葉西法人会

<https://www.chibanishi.or.jp>



各委員会・部会事業方針

例年、9月初めに千葉西税務署長他幹部の皆様をお迎えし、全役員にご参加いただく「全役員大会」が、今年は緊急事態宣言の延長に伴い、実施できませんでした。予定していた「千葉西税務署長講話」につきましては、改めて、“税を考える週間”の11月17日（水）に、より多くの皆様に聴いていただく形で準備中です。詳しくは本会ホームページにて、ご案内中です。どうぞご期待下さい。

「全役員大会」では、6つの常設委員会委員長、3つの部会部会長から、年度の事業方針を発表しております。発表予定だった要旨を以下、ご紹介します。本年度後半も、どうぞ宜しくお願い致します。

総務委員会（市原正男 委員長）



まずは、御礼です。6月の通常総会では、多くの会員の皆様からのご理解をいただき、又、支部長を初め、多くの役員方のご協力を得て、会員数の2/3を超えるご賛同の下、

本会の定款の修正を行うことができました。今後は、総会へのインターネットを使っただけのご参加も可能となります。時代に合わせた、皆様のお役に立つ千葉西法人会として、引き続き役員・事務局一同、努力して参りますので、どうぞ引き続きのご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

さて、本年度も2度に亘る緊急事態宣言発令の影響を避けられず、法人会でも多くの事業活動に制約を受けていますことは否めません。本会としては、昨年の経験を糧に、必要十分な感染症対策は続ける中で安全な形での事業実施に努める一

方、いくつかの新たな手法の導入も進め、変化する時代に沿った事業展開を模索しております。ご不便をお掛けすることもあるかと思いますが、ご協力をいただければと存じます。

本年度、総務委員会のテーマは、本会諸規定の整備です。お陰様で、定款の改訂及び法人会会館修繕規程の策定（前年度末理事会にて）は無事に完了しましたが、今後はその他の未整備な規程、時代変化に対応した修正が必要な規則等について、議論を深め、必要な改善を図って行く計画です。改めて、個々にご相談、ご報告をして参りますので、ご意見を含め、ご要望等をお寄せいただければ幸いです。

最後に、「法人会全国大会」についてのお知らせです。毎年、全国持ち回りで実施されている法人会の全国大会が、来年10月13日（木）、地元の幕張メッセを会場に開催することとなっております。新型コロナの為、1年間順延となっておりますが、いよいよ正式に開催が決定しました。

目次

令和3年度各委員会・部会事業方針 … クワ ①	全法連だより …………… ⑬
令和4年度税制改正提言(第37回法人会全国大会) … ⑤	新会員紹介／優申会だより …………… ⑮
税務署だより…………… ⑨	会員投稿員「心理学を社内、家庭、社会に生かす！」Ⅲ… クワ ⑯
広報委員会からのお知らせ	こんにちはトップに直撃！会員企業訪問シリーズNo.22 … クワ ⑰
会員検索システムを利用しよう！…………… ⑪	地域の仲間たち …………… クワ 裏表紙
本部・委員会・ブロック・部会だより………… ⑫	

2021 秋号
vol.165
広報

ほうじん千葉西

税制委員会 税法研究部会 部会長兼務 (依田公人 委員長)



今年も4月に実施した「税制改正に関するアンケート」に皆様から、ご協力をいただき大変ありがとうございました。これを基に全国法人会総連合で、策定した「令和4年度税制改正提言」が纏まりました。広報誌/秋号にも掲載されます。

今後、本会でも、地元選出国會議員や各市長へこれをお届けすると同時に、我々にとって、より相応しい税制の制定に向けて提言して参ります。

春の「税制改正に関するアンケート」は、この活動の基礎となるものです。所与の設問への選択回答だけでなく、“個別意見”についてもどうぞ積極的にお寄せ下さい。皆様からの声が税制改正の大きな力になります。

兼務する税法研究部会からも、ご報告です。税研部会では今期はこれ迄、Zoom配信を利用して、研修事業を行っていますが、宣言解除を受けて、10月からは、通常の集合型研修を再開しています。感染症拡大防止観点より当面、定員制となっていますので、ご協力をお願いします。

私は、本年度から当職を承りましたが、税のオピニオンリーダーたる法人会員として、「税務当局との緊密な連携」「会員・部会員からの積極的な要望収集」を胸に刻み、広く社会の発展に寄与するという会の高い理念を忘れず、一生懸命務めさせていただく所存です。会員、部会員の皆様から多くのご協力を願えればと思います。

広報委員会 (高橋 勝 委員長)



広報委員会は、昨年度来、コロナ禍で皆様に大切な情報をお届けすることを使命と捉え、広報誌各号の発刊(年4回)、ホームページの一層の充実に注力して参りました。

偶々、数年来準備していた本会ホームページが昨年8月に更新され、セキュリティ対策、スマホ対応へのアップデートだけではなく、新たな『会員検索システム』の立ち上げができたことは、大きな一歩であったと考えています。

これ迄、ホームページに「会員名簿」が掲載されていましたが、事務局での更新作業が必要で、且つPDF形式でしたので、例えば、会員さんの中から「印刷業」の会社を探したい場合、地区別に並んでいる全会員さんの会社名を1社宛見て、探すことしかできませんでした。現在は、所定の検索欄に「印刷」と入れるだけで、社名が「〇〇印刷」となっていない先でも、業種に「印刷」との登録があれば、瞬時にリストアップされます。(詳しくは本号P11参照) スマホでも、千葉西法人会の中で、事業に関する検索を超お手軽にできる様になりました。是非、お試しください!

又、現在の広報誌“表紙”のテーマは、「奮闘会員のご紹介!!」です。どうぞ、自他推薦をお待ちしています。

広報誌・ホームページは、皆様の為の情報誌・情報窓口です。広報に関するご要望、アイデアは、お電話でも、メールでもいつでも受付中です。

研修委員会 (時田清信 委員長)



今年度から、委員長を拝命しました。大きな環境変化の中、“研修事業”をどうすべきか、多くの命題に直面しています。

本部主催の研修事業の内、「パソコン」や「簿記」研修は比較的小規模であり、原則10名以内の定員制にて、換気対策等十分取りながら実施可能と判断しています。また、多人数の参加が見込まれる「決算」「新設」法人説明会は、少なくとも年内は、Zoom配信による方法を取らせて頂いてます。ブロック単位での研修会は、緊急事態宣言解除後、時期を見て、検討企画して参りますが、併せて、昨年度に好評をいただいたオンラインを利用した合同の研修会も検討中

法人会は地域に密着した活動を展開しています

です。

恒例の講演会「法人会フォーラム」は、今回、東国原英夫氏をお迎えし、大いに元気をいただこうとしております。当初6月の予定が、コロナで延期となりましたので、年明け3月4日（金）に会場をホテルスプリングス幕張さんに変更して、開催する予定です。是非とも、お誘い合わせの上、多くの皆様でご参加ください。

厚生委員会（安宅照男 委員長）



日頃より、社員の皆様への福利厚生保険事業の推進や様々な交流事業へのご利用・ご参加を賜り、感謝申し上げます。本年度もコロナの影響下、団体での移動を伴う管外研修会は原則、中止としていますが、一定の対策が可能な会員交流事業は、少しずつ再開しています。

役員交代時の隔年開催としております「全ブロック合同親睦ゴルフ大会」を12月8日（水）、太平洋クラブ成田コースで、実施します。お一人でも参加いただけますので、ご案内はがき、或いは広報誌/秋号に挟み込むチラシをご覧ください、奮ってご応募ください！

福利厚生保険制度の推進は引き続き、会員に有利な大同生命さん、AIG損保さん、アフラック生命さんのご利用をお勧めします。

組織委員会（飯田明彦 委員長）



来年、千葉で全国大会開催予定でもあり、今年度は、千葉県連挙げての会員増強大運動を展開します。この12月末時点で、本会会員数を昨年末比較で増加させようというものです。これ迄は年度末（3月末）での年間増加を目指しておりましたので、今年は期間も集中しており、例年よりも厳しい目標設定になっています。

ブロックによって、又、支部毎にも地域性があります。一律に各支部で目標の件数をお願いすることはできませんが、短い活動期間でありますので、どこかで、ブロック役員会或いは支部内の会議を開き、支部長を初め、役員の皆様のリードで、是非、推進に注力願いたいと思っています。

密な活動が尚、制限受ける中、又、どこも厳しい経済環境の中、気軽に勧奨活動を進めることはできません。しかし一方で、それぞれ地域で、その地区を知り尽くしている皆さんからの情報提供、ご紹介が、仲間を増やす為には、一番の近道であることも事実です。昨年も申し上げましたが、是非、多くの会員各位の目で、耳で、「未加入」の法人の中から、1社でも対象先を見つけたいいただきます様、そして入会法人が増えます様、宜しくお願い申し上げます。

只今、「会員増強運動」展開中です！！

「一般社団法人千葉県法人会連合会」「公益社団法人千葉西法人会」では、来年の全国大会（千葉大会）を前に、組織を挙げて「会員増強運動」を行っています。

今年12月末、法人会員数 目標 **2,310社** に向けて、皆で、新たな仲間作りを進めよう！ 入会情報お待ちしております！！

組織委員会 委員長 / 飯田 明彦

経営に差がつく！税の知識が身につく！人脈が広がる！

対象先が定まれば、協力保険会社さんの機動力、地元金融機関さんの後押し等もお願いする中、様々な方法で、仲間作りに繋げていただくことも可能です。法人会員となって、法人会をより上手に利用することで、ご入会になられた先にもきっと喜んでいただけます。

200名を超える役員各位、更には一般会員の皆様が持たれる沢山の情報をどうか千葉西法人会の組織強化にお役立て願いたいと存じます。

女性部会（高山貴子 部会長）



今年度、私達女性部会は創立40周年の大きな節目を迎える事となりました。これ迄の歴史を築き上げて下さり、ご尽力いただきました部会員の皆様には感謝の気持ちで

いっぱいです。

更に親会をはじめ沢山の方々のご支援、そしてご指導に厚く御礼申し上げます次第であります。

新型コロナウイルス感染拡大という今まで経験したこのない状況下で、40周年の記念事業をどのように行うかと、部会役員で議論を重ねて参りました。その結果、これまでの歩みと将来に残せるもので、私達の感謝の気持ちを表したいと考えました。これまでの歩みとして、女性部会で力を入れている社会貢献活動の「租税教室」と「税に関する絵はがきコンクール」があります。私達が講師として活動する千葉西法人会管轄地区の全小学校に“税に関する書籍”をお送りさせていただく事としました。これからの日本を背負って行く小学生が、「租税教室」「税に関する絵はがきコンクール」を経験し、税金やお金の大切さを知り、同時に本を読んで知識を得て頂ければ、私達の社会貢献活動、そして40周年記念事業を形にできると考えます。

厳しい環境が続きますが、私達女性部会は一丸となり、皆が自由に意見を出し合い新しいことへの挑戦を続け、45周年50周年にとバトンを繋いで行く所存でございます。今後も女性部会の活動

へのご支援、ご指導を賜ります様、何卒お願い申し上げます。

青年部会（大田嘉之 部会長）



青年部会、新部会長のオhta 嘉之でございます。伊藤前部会長を含め、月山、朝倉、風間、伊東の5名副部会長と12名の幹事の皆さんと共にこれから2年間、青年部会を盛り上げて参ります。

ります。

本年度の青年部会のテーマは「楽しくなければ法人会じゃない!!!」です。

「なんのための法人会？なんのための青年部会？」もちろん社会貢献、租税教育活動も、研修も前向きに取り組んでいきます。しかし根っこにあるのは青年経営者の地域交流を通じた「楽しさ」だと私は思います。「つきあい」から「信頼」が生まれ、互いに良い意味での刺激を受けながら「成長」していく。その「信頼感」をベースに「一体感」が生まれ、一致団結して諸活動を展開する。

例えば租税教育活動、毎年のルーティンとして行うのではなく、私たち自身も楽しむ姿勢で臨むことがとても大切なことだと捉えています。大人の楽しいは必ず児童の皆さんにも伝播し、結果として税金についてもっと真剣に考えてくれるようになるはずだと思っています。税レンジャーのキャラクターもそうした発想から誕生したものです。

楽しいから会に参加する→会（組織）の活動が活発になる→仲間が増える→社会貢献、租税教育活動も活性化する、この好循環の流れをつくっていけるよう取り組んで参ります。

コロナ禍でなかなか思うような活動がしづらい、制約がある中での本年度の活動となりますが、まずは足元を固め、仲間を増やしなが、今できることをメンバーと模索しながら進めて参ります。

卒業は50歳。ご紹介、見学大歓迎。ご興味が少しでもあればご連絡ください。

全国法人会総連合からの 令和4年度税制改正提言

令和3年10月7日(木) 岩手県盛岡市にて、法人会全国大会が開催されました。昨年は開催できず、1年順延していましたが、残念ながら今年も感染症拡大防止を図る中、原則、オンラインでの参加となりました。

そこで、今年春、役員・税制委員の皆様が提出された税制に関するアンケート、ご意見を基に税制委員会を通して、全国法人会総連合で取り纏めた「令和4年度税制改正提言書」が発表されましたので、ここにその概要を

掲載します。また、これを4つのスローガン集約していますので、以下に掲載します。

この「税制改正提言書」により、このあと、会長・副会長らが直接、千葉・習志野・八千代の3市長らを訪問し、法人会としての意見をお伝えする活動を展開します。

提言全内容詳細全体は、別冊にてお届けしていますので、どうぞご覧ください。(本会ホームページでも、お読みいただくことができます。

令和4年度税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- コロナの影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！



提言決議全文を本会ホームページでもお読みいただけます

I. 税・財政改革のあり方

- ・膨大なコロナ対策費は先進諸国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。我が国においても、少なくとも国債で買ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。
- ・我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。

1. 財政健全化に向けて

- ・2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。
- (1)感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2)財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(3)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。
- ・社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。
- ・次なる新型感染症が発生した場合に備える意味でも、抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。
- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタ

ル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4)生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6)中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- 地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

- マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- 政府は「骨太の方針2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もっと具体的な工程を早急に示すべきである。

1. 新型コロナウイルスへの対応

- 中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活

性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1)法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

(3)中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創

設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナウイルスの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである。

(3)取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

4. 消費税への対応

- 消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (2)システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- (3)令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

- 今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。
- 地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2)広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5)地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

- 政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこ

れまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

- また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題に対する税制上の対応

欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

- (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
- (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

2. 交際費課税の適用期限延長

3. 欠損金繰戻還付の特例の適用期限延長

2. 所得税関係

1. 所得税のあり方

- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。
- (3) 個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

2. 少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

1. 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。
2. 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

(1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。

(2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

令和3年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和4年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和3年度改正と同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税の廃止

事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

3. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

4. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

1. 配当に対する二重課税の見直し

2. 電子申告



10月7日、法人会全国大会（岩手県盛岡市）に代表として出席し、来年の千葉大会を表明した千葉県連、花島会長と千葉県大会の紹介動画（共に、オンライン画像より）

① 年末調整等説明会の開催取りやめのお知らせ

税務署では、毎年11月に年末調整等説明会を開催しておりましたが、令和3年以降は実施しないこととなりました。

これは、今般の新型コロナウイルス感染症の発現に伴い、年末調整に係る情報提供について、これまでの大規模集合方式から動画配信を中心とするデジタル技術を駆使した形へ体制の見直しを図ったためです。

説明会の開催の取りやめにつきましては、何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

年末調整に関する様々な情報（パンフレット、説明動画、様式など）については、国税庁ホームページ「年末調整がよくわかるページ」から、いつでも確認・入手できますので、是非ご利用ください。

⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒



② 年末調整等説明会で配布していた用紙について

○ 源泉所得税及び法定調書関係の用紙

国税庁ホームページからダウンロードすることができます。

また、源泉所得税関係の用紙をパソコンやスマートフォンで作成できる「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）」についても、国税庁ホームページ等からダウンロードすることができますので、ご利用ください。

なお、税務署及び各市役所でも配布しています。

※千葉西税務署の駐車場は、庁舎建設工事のため、11月末までは使用できない予定です（身体障がい者用駐車場は除きます。）。

Windowsのパソコン をご利用の方	Macのパソコン をご利用の方	Androidスマホ をご利用の方	iPhone をご利用の方
マイクロソフトストアで 「年末調整 国税庁」と検索	Appstoreで 「年末調整 国税庁」と検索		

○ 給与支払報告書

市役所で配布しています。

③ 年末調整に関する相談について

年末調整に関する一般的な相談（制度や法令等の解釈・適用についてのご相談や手続案内など）については、国税局電話相談センターにおいて、国税局の職員がお答えしています。

税務署で面接相談を希望される方は、事前にご予約をお願いします。

書類の送付先が変わります

令和3年12月20日から「東京国税局業務センター千葉西分室」において千葉東税務署及び千葉西税務署の一部の内部事務^(※)を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしております。

令和3年12月20日以降、千葉東税務署及び千葉西税務署管内の皆様が申告書や申請書等の書類を郵送等で提出される場合は、「東京国税局業務センター千葉西分室」宛てに送付していただきますようお願いいたします。

(※) 申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

宛 先

東京国税局業務センター千葉西分室
〒262-8507
千葉県千葉市花見川区武石町1丁目520番地

ご留意いただきたい事項

- 申告書、申請書等は、次のとおり提出いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax(データ)により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、郵送でセンターへ送付願います。
 - ※1 所轄税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、センターへの郵送に御協力願います。
 - 2 センターでは、「東京国税局業務センター千葉西分室」の收受日付印を使用します。
 - 3 書面の申告書、申請書等の書類をセンターへ直接持ち込むことはできません。
- センターでは電話による税務相談や申告書用紙等の送付は行っておりませんので、電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。
- 窓口での納税証明書の発行や窓口納付、面接による相談等の対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 「内部事務のセンター化」は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありませんが、内部事務を処理するため、納税者や税理士の皆様に対し、センターから電話や文書により問合せをさせていただく場合があります。
- センターから送付する文書は、責任者名が東京国税局長となる場合があります。

本会ホームページ「**会員検索システム**」を利用しよう!!

探したい会員企業が簡単に見つかる 「**会員企業検索**」をご活用ください



千葉西法人会のホームページに「**会員企業検索**」の機能が付きました。探したい企業名や言葉を入れれば該当する企業をすぐに検索する事ができるので便利に使っていただけます。一般公開もされているので、会員以外の方にも活用していただけます。新しい引き合いを獲得するチャンスです。

活用方法

「**会員企業検索**」を活用するには掲載したい情報を追加する必要があります。まずは法人会のホームページから「**会員企業検索**」のページを開き自社が掲載されているかご確認ください。検索結果に表示された自社の行の「**詳細**」ボタンを押すと登録されている詳細情報が表示されます。「**ご案内**」の項目にはまだ情報が入っていませんので、以下にあげたポイントを考慮いただいた上、事務局宛にご連絡いただき追加の登録依頼を行ってください。

ポイント

- ・ホームページをお持ちの場合は URL をご掲載ください。法人会のホームページとリンクしている事で貴社のホームページの検索結果の評価にプラスになります。
- ・全文検索なので社名はもちろん登録されている言葉全てが検索対象になります。
- ・現在「**ご案内**」の項目には何も掲載されていません。検索された言葉に一致すれば検索結果で表示されます。業種名・取扱品目・セールスポイントなどを記載しましょう。
- ・「**ご案内**」の項目は 100 文字程度に抑えるようにしましょう。単語の羅列でも検索に表示されますが、探している人の事を考えると文章の方が良いでしょう。

登録依頼方法

- ①まずは、千葉西法人会のホームページの「お問い合わせ」ページからメールフォームに必要事項を入力してご連絡ください。メールが苦手な方は千葉西法人会の事務局までご連絡ください。
- ②事務局より「ホームページのリンク承諾書」をメールまたは FAX にてお送りいたします。
- ③送付された用紙に必要事項を記載し、事務局宛メールまたは FAX でご返送ください。(既にリンクなど登録されている項目は、「登録済」と記載していただき追加または変更事項のみ記載してください)
- ④法人会のホームページに登録され公開されます。
(公開は「承諾書」が届き次第順次登録いたします。公開日のご指定はできませんのでその点をご容赦ください。概ね、1 か月ごとに更新しています。)

TOP ページ左上の「**会員企業検索**」をクリック

フリーワード検索に検索するキーワードを入力して「**検索**」をクリック

登録されている言葉が一致した企業が表示されます

カンタン!

新しい引き合いを獲得するチャンス



法人会という仲間があなたを支える力になります

本部・委員会・ブロック・部会だより

令和3年度第2四半期

会議名	開催日時	会場	内容	出席数
第3回 青年部会部会会議	7月1日(木) 18:00～20:00	千葉西法人会 事務局 1階	・夏季イベントについて ・第2回研修会について ・租税教室リハーサル	14名
第2回正副会長 総務委員長会議	7月5日(月) 17:00～18:20	八千代緑が丘 「パッソノヴィータ」	・本年度の具体的な事業計画について ・各委員会・部会への指示事項等について ・当面の課題と運営方針	7名
千葉西税務署長 表敬訪問	7月13日(火) 14:00～14:20	千葉西税務署	恒例の千葉西税務署への表敬挨拶	6名
第2回 総務委員会	7月13日(火) 17:00～18:30	八千代市萱田町 「さわ田茶家」	・副委員長の互選 ・第45回通常総会の反省 ・本年度の総務委員会活動について 他	8名
千葉北ブロック 親睦ゴルフ大会	7月14日(水) 8:56～	久能カントリー倶楽部	ブロック会員の親睦ゴルフ大会【本会ホームページをご覧ください】 ※新着情報欄に詳細紹介Webページがございます	18名
第1回 厚生委員会	7月16日(金) 17:00～18:30	八千代台ユアエルム 「洋食亭プラームス」	・副委員長の互選 ・本年度の福利厚生事業について	7名
第1回 組織委員会	8月5日(木) 17:00～18:10	千葉西法人会 事務局 1階	・副委員長の互選 ・本年度の会員増強について	10名
第1回・第2回 税法研究部会研修会	8月26日(木) 14:00～16:30	Zoom配信による	・源泉所得税のあらまし・非課税給与、現物給与の取り扱い 講師：千葉西税務署法人課税第2部門 西村佳恵 国税調査官	14名
第3回 税法研究部会研修会	9月9日(木) 15:00～16:30	Zoom配信による	・適格請求書等保存方式(インボイス制度)開始にあたって 講師：千葉西税務署法人課税第1部門 目黒智也 国税調査官	27名
第1回 女性部会正副部会長会議	9月17日(金) 16:00～17:00	千葉西法人会 事務局 1階	・年度計画について ・部会創立40周年記念事業について	7名
第2回 研修委員会	9月17日(金) 17:30～18:30	千葉西法人会 事務局 1階	・本部研修事業の進捗状況と今後の研修事業について ・「第25回法人会フォーラム」について	9名
第3回 広報委員会	9月30日(木) 13:30～14:30	千葉西法人会 事務局 1階	・広報誌/夏号の反省 ・広報誌/秋号の編集会議 他	10名



7/5 第2回正副会長 総務委員長会議



7/13 千葉西税務署長 表敬訪問



7/13 第2回 総務委員会



7/14 千葉北ブロック 親睦ゴルフ大会



7/16 第1回 厚生委員会



8/5 第1回 組織委員会



9/17 第1回 女性部会正副部会長会議



9/17 第2回 研修委員会



9/30 第3回 広報委員会

研修委員会研修関係

研修事業名	開催日時	会場	内容	出席数
決算法人説明会	8月18日(水)・9月14日(火) 13:30～16:30	Zoom配信による	「決算と申告事務の流れと注意点」 「法人税、消費税、源泉所得税の改正事項と注意点」 講師：千葉県税理士会税理士、千葉西税務署担当官	(8/18) 21名
				(9/14) 23名
新設法人説明会	8月19日(木) 13:30～16:30	Zoom配信による	「企業経営と税金の関係」 「法人税、消費税、源泉所得税の基礎知識」 講師：千葉県税理士会税理士、千葉西税務署担当官	7名

法人会活動で自らの向上と社会へ貢献の喜びを

コロナ禍が続く中、皆様、それぞれに工夫を凝らして、日々の生活を模索されていることと思います。全国法人会総連合では、こうした仕事や家庭での新体験に対する、ちょっとした注意点やお役立ち情報を提供してくれていますので、いくつかをご紹介します。お読み頂き、「役立った」「面白かった」「イマイチ」と思われた方は、是非、千葉西法人会ホームページ、トップページの最下段にあります、「メールでのお問合せ」をクリック頂き、感想やご要望をお寄せ下さい！お待ちしております！！

在宅勤務に係る費用を会社で負担する場合の取り扱い ～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 互井 敏勝

リサ 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として在宅勤務を進めていますが、使用するマスク等の消耗品の購入費用を従業員に支給した場合、給与として課税対象となりますか。

サキ先生 勤務時に使用するマスクや消毒液など、在宅勤務のために通常必要な費用（消耗品等）を精算する方法により支給する一定の金銭については、給与として課税する必要はありません。

リサ 在宅勤務に通常必要な費用を精算する方法とはどのようなものですか。

サキ先生 精算する方法としては、会社が在宅勤務に通常必要な費用として仮払いした後、従業員が業務のために使用する消耗品等を購入し、その領収証等を会社に提出してその購入費用を精算（仮払金額が購入費用を超過する場合には、その超過部分を会社に返還）する方法や、従業員が業務のために使用する消耗品等を立て替え払いにより購入した後、その購入に係る領収証等を会社に提出してその費用を精算（購入費用を会社から受領）する方法が考えられます。

リサ パソコンなどの事務用品等を支給した場合も、給与として課税する必要はありませんか。

サキ先生 会社が所有する事務用品等（パソコン等）を従業員に貸与する場合は、給与として課税する必要はありませんが、事務用品等を支給した場合（事務用品等の所有権が従業員に移転する場合は、現物給与として課税する必要があります。この貸与には、例えば、従業員に専ら業務に使用する目的で事務用品等を支給という形で配付し、その配付を受けた事務用品等を従業員が自由に処分できず、業務に使用しなくなったときは返却する場合も、貸与とみて差し支えありません。

リサ 従業員が負担した通信費について、在宅勤務に要した部分を支給する場合はどうなりますか。

サキ先生 通話料は、通話明細から業務のために使用した金額が確認できるので、その金額を支給する場合は、給与として課税する必要はありません。また、基本使用料やインターネット接続に係る通信料は、業務のために使用した部分を合理的に計算する必要があります。なお、営業担当など業務のための通話等を頻繁に行う場合の通話料、基本使用料、インターネット接続に係る通信料は、簡便的な算式（従業員が負担した1カ月の通信費×その従業員の1カ月の在宅勤務日数/該当月の日数×1/2）等により算出したものを支給する場合は、給与として課税しなくて差し支えありません。

リサ 感染が疑われる従業員に対してホテルなどで勤務することを認め、そのホテルの利用料や交通費を従業員に支給した場合はどうなりますか。

サキ先生 職場以外の場所で勤務することを会社が認めている場合、その勤務に係る通常必要なホテルの利用料や交通費について、その費用を精算する方法または会社の旅費規定などに基づいて、従業員に対して支給する一定の金銭についても、給与として課税する必要はありません。

リサ なるほど。基本的には新型コロナウイルス感染症に関する感染予防対策として、業務のために通常必要な費用を負担する場合には給与として課税しなくていいのですね。



【筆者紹介】互井敏勝（たがい・しかつ）1968年生まれ。東京国税不服審判所審判部、同所管理課、国税庁長官官房会計課、東京国税局総務部税務相談室などを経て、東京都中央区で税理士登録。近著『令和3年版 税制改正経過一覽ハンドブック』、『経営に活かす税務の数的基準』（共著、大蔵財務協会）、『所得税重要事例集』（共著、税務研究会）など。

男性育休を企業価値向上に生かそう

日刊工業新聞社 岡田 直樹

男性の育児休業取得などを促す「改正育児・介護休業法」が今通常国会で成立した。企業は働き方改革を前進させ、企業価値や業務効率を高める一助にしたい。

少子化対策の一環として育児に参加する男性「イクメン」を増やす政策は導入されて久しいが、制度の利用はあまり進んでこなかった。だが、厚生労働省の雇用均等基本調査によると、令和2年度の男性育休取得率は12.65%（令和元年度は7.48%）で、初めて10%の大台に乗せた。一方、女性は80%台前半で安定的に推移している。

男性育休取得率の増加は、額面どおり受け取れないところがある。「男性育休は1～2日しか休まない形だけのものも少なくない」「育休を取得しても育児を手伝わないケースもある」と、企業の育休取得に詳しい社会保険労務士は指摘する。共働き世帯が増えても、一部に育児は妻任せという実態があるのも事実のようだ。

改正法は、出生後8週間以内に計4週分の休みが取れる「出生時育児休業」を新設した。出産直後や里帰り出産から帰宅する際など、2回に分けて取得できる。本人の希望に基づき事前に会社と同意しておけば、休業中にリモートワークなどの就業も可能だ。また、勤務先への申し出期限を休業の2週間前（現行1カ月前）に短縮し、制度の使い勝手を高めた。

全法連は全国の法人会を組織化し、適正・公平な税制維持、発展に寄与しています

新制度は令和4年4月から段階的に導入される。企業は育休対象の従業員に対して取得の意向確認が義務付けられる。さらに、従業員1000人超の企業は社会的な影響力を考慮し、令和5年4月から育休の取得状況を公表しなければならない。

選択肢を拡充して制度の使い勝手を高めても、企業が前向きに取り組まなければ絵に描いた餅にすぎなくなる。企業は新制度の周知に努めるだけでなく、人事制度に落とし込み、男性が育休を取得しやすい職場風土の醸成を進めたい。ロールモデルとして育休取得者が体験談を従業員に伝える場づくりは有効だろう。また育休が形骸化しないよう、休業中にやむなく就業させる場合は、事前に本人の同意を取り付けておく必要がある。

コロナ禍でリモートワークやテレワークなど多様な働き方の重要性が認識された。実効性を高めるには、自ら目標を立て計画的に実行できる「自走型人材」の育成がカギになる。男性育休も福利厚生だけでなく、人材育成や業務の効率化、女性活躍推進といった視点から捉え直し、企業の骨太な体質づくりに生かす発想が肝要だろう。制度が改正になるから体裁だけ整えておこうという受け身の姿勢では、従業員や企業の血肉にならない。

男性育休取得率は社外へ積極的に発信し、「従業員を大切にしている企業」として企業価値の向上に生かす発想が大事だ。採用活動で学生から好感を持たれ、従業員の定着率が高まり、取引先や投資家から評価される、先進的で持続可能性の高い企業を目指してほしい。

育休の取得状況は企業の規模や業態によっても大きな差がある。助成制度を上手に活用している中小企業の事例を紹介するなど、行政側も息の長い伴走型の支援が求められよう。

10月19日は「イクメンの日」。10（トウサン＝父さん）、19（イクジ＝育児）の語呂を合わせている。企業はコロナ禍を好機と捉え、男性育休取得率の増加に弾みをつけ、内容面の充実も図りたい。「イクメン」という言葉が不要になる日が早く来るといい。



【筆者紹介】岡田直樹（おかだ・なおき）1984年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省・内閣府などの官庁を担当。論説委員、論説委員長、日刊工業産業研究所長を経て、特別論説委員。

ネット会議は「顔出し」で

（株）アルティスタ人材開発研究所 代表 玄間 千映子

コロナ対応ということで在宅ワークも随分、日常的な働き方になってきました。その働き方の中で浸透したのが、ZoomやTeamsなどによるネット会議という手法ではないでしょうか。今では日常的な会議に加え、様々な講演会もネット上で開催されることが増え、おかげでそれまで物理的距離のあった地域からでも容易に参加でき、情報収集も便利になりました。

ところが、読売新聞が2021年8月に行ったアンケート調査によると、対象とした国内の主要企業121社のうち、在宅ワークの実施企業104社の中で特に社員同士の「コミュニケーション不足」が課題としたのは91社、約9割にのぼったといえます。ネット会議は、会議参加者の顔も見え、電話やメールに比べて話し手の様子も受け取れて、さぞかしコミュニケーションは豊かになっただろうと思うのに、実は「不足」だということです。そこで、コミュニケーションに用いる「日本語」の特徴と、会話の受け手が話者から受け取る様々な情報の重みを種類で整理した「メラビアンの法則」から、この問題を眺めてみました。

日本語による会話の特徴を「共話」型と名付けた日本語教育学者の水谷信子氏によると、日本語は話し手と聞き手という区別が曖昧で、共に「気配」という非言語情報で共通理解を求めながら2人の会話を絡ませ合い、1本の線のようにつながっていくような話し方が特徴だといえます。

たとえば、A「あのう、お忙しいところ誠に恐れ入りますが…」、B「いえ、いいですよ」、A「この間、お願いしたことなんですが…」のようになります。つまり、日本語では、話者が発話を続けるために聞き手が行う頷きなどの態度やしぐさといった非言語情報がとても重要ということになりそうです。

加えて、アメリカの心理学者アルバート・メラビアンの実験によると、視覚、聴覚、言語の3つの情報がそれぞれ異なった印象を発信した場合、受け手は「見た目、しぐさ、表情、視線」という視覚情報を55%、「声の質や大きさ、話す速さ、口調」という聴覚情報を38%、「言葉そのものの意味、会話の内容」という言語情報による部分は7%という比重で、発話者の意図を判断していたといえます。

たとえば、「笑いながら、叱る」のように視覚情報が「ポジティブ情報（笑っている、明るい表情）」であると、聴覚情報が「ネガティブ情報（低いトーン、怒った声）」であり、言語情報も「ネガティブ情報（叱られている内容や言葉遣い）」であっても、55%の視覚情報のポジティブという傾向が効き、受け手には「怒っていない」というメッセージとなって伝わってしまうというのです。

百聞は一見に如かず。ただでさえ日本語による会話は、非言語情報をベースとする「共話」型です。こうなると、在宅ワークで円滑なコミュニケーションを促すには、「見た目、しぐさ、表情、視線」を届けるためネット会議はカメラをONにして「顔出し」で行うことが、最低限のことになりそうです。



【筆者紹介】玄間千映子（げんま・ちえこ）（株）アルティスタ人材開発研究所代表。國學院大學卒。米インマヌエル大学大学院卒後、米スタンフォード大学ビジネススクール修了。現在、信州大学のコーディネーター兼技術アドバイザー他、団体役員などを併任。著書に『朗働の時代』『ジョブ・ディスクリプション一問一答』『リストラ無用の会社革命』など。

法人会では、参加できる喜びを共に分かち合える仲間を募集しています

新会員紹介

(2021.7.1 ~ 2021.9.30)

※ホームページアドレスは入会申込書に記載があった場合のみ掲載しています。また、本会 ホームページとのリンク承諾先は逐次、手続きを進めています。ご要望があれば、事務局宛、どうぞご連絡下さい。(敬称略)

事業所名	ホームページアドレス	所在地	電話	業種
千葉西ブロック				
幕張西部支部 (株)富士興産 (株)美浜トータルサポート		千葉市花見川区幕張本郷 2-4-8 ニューよろづや第3ビル 2F-B号室 千葉市花見川区幕張町 1-1378 幕張シティハイツSS II -1号	043-239-6446 043-274-5015	ビルメンテナンス業 清掃業
幕張新都心支部 (株)かねたや家具店		千葉市美浜区ひび野 1-7	043-239-7617	小売業(家具・インテリア)
花園支部 あけ管理(株)		千葉市花見川区朝日ヶ丘 4-28-3	043-271-7945	不動産賃貸業
千葉北ブロック				
千種支部 新甲鋼材(株)		千葉市花見川区千種町 310-7	043-250-9861	鉄鋼業、製造業
長沼支部 (株)フォートレス (株)YMD 工房		千葉市稲毛区長沼原町 317-1 千葉市稲毛区長沼町30-21アンビション長沼A-202号	043-445-8566 070-1271-6096	建設業 内装工事業
習志野ブロック				
谷津支部 (有)野口電気工事 税理士法人フロイデ	freuden.or.jp	習志野市谷津 7-13-23 習志野市奏の杜 1-3-11	047-474-8555 047-407-4030	建設業(設備工事業) 税理士業
本大久保鷺沼支部 (同) sho4		習志野市本大久保2-12-16伸和ハイツ203号		ゲーム・IT・ソフトウェア・映像
花咲屋敷支部 (同) Happy sugar		習志野市花咲2-1-14-A	047-778-3380	卸・小売業
八千代ブロック				
大和田第3支部 大和証券(株)八千代緑が丘営業所 (株)日照	https://www.daiwa.jp/	八千代市緑が丘 1-2-19 東洋コーポレーション緑が丘ビル SKM1F 八千代市大和田新田 42-13	047-419-6910 047-409-2544	金融(証券) 中古車販売業
村上下市場支部 (株)BIG WINGS フィットネスジム HABISPOT	https://habispot.jp	八千代市村上1245MEGA ドンキホーテ八千代 16号ハイパス店内 3F	047-411-6110	娯楽業
準会員 (有)セレブアパートメント		千葉市稲毛区山王町 59-1	043-421-3368	不動産貸付及び管理
賛助会員 鈴木工業		八千代市萱田町 658-4	080-6813-7944	建設業

優申会だより

千葉西優申会 第40回 通常総会

令和3年9月16日(木)、千葉西優申会(優良申告法人として、税務署の表敬を受けた法人33社で構成)の通常総会をホテル ザ・マンハッタンにて開催しました。ご来賓として、千葉西税務署から、渡部 淳 署長にご臨席いただきました。

規約に従い、安宅 照男 会長が議長となり、予定の5議案を審議しました。議案第1号 令和2年度事業報告、第2号 同収支決算について、飯田明彦監事からの監査報告の後、原案通り承認、続く議案第3号 令和3年度事業計画(案)、第4号 同収支予算(案)についても原案通りに承認されました。

最後に議案第5号 役員改選について審議され、田久保浩一新会長をはじめ、今後2年間の新役員が選出されました。議事終了後、渡部署長から、ご挨拶を頂戴しました。今回も、止む無く交流会を中止したことから、限られた時間ではありましたが、新規入会法人のご紹介を行ったり、近況説明があったり、相互の理解を深めることができました。優申会として大切な団結の意識高揚になりました。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。



広報委員会

委員長
高橋 勝 (習志野ブロック)

副委員長
吉橋 雅晴 (八千代ブロック)

委員 篠原 秀作 (千葉西ブロック)
委員 市原 康 (千葉西ブロック)
委員 月山 早人 (千葉北ブロック)
委員 鈴木 和弘 (習志野ブロック)
委員 長岡 勇 (八千代ブロック)

委員 谷津真知子 (女性部会)
委員 及川 直子 (女性部会)
委員 加藤 直人 (千葉北ブロック、青年部会)

法人会で多彩な出会いのチャンス

心理学を社内、家庭、社会に活かす！



4回シリーズ
第3回

社会で

アニモプラス株式会社 代表取締役社長
心理カウンセラー 高橋 晃子

今回のテーマは「社会」です。

社会とは人間の共同生活の総称。また、広く、人間の集団としての営みや組織的な営みのことを言いますが、人生の中で人が大きく成長の場を提供してくれる場所、この社会の中でどういう事に「意識」を向けたいのでしょうか。

「人との付き合いとは」

社会に出るということは多くの人達との付き合いが始まります。

その中で大切なことは、できるかぎり多くの人と接し、私とあなたと分けて考えるのではなくて、受け入れて、認めていくことからではないかと思います。

人には長所という部分と短所という部分がありますが、良い部分に意識を向けて、その人を認めることによって、人は好意を持った人には、明るく優しく気を使う言い方や行動になります。それを見た相手もこちらに対して、好意を持ってくれます。広い視野を持つことで、その人の色々な部分をみて、受け入れていく、そんな意識を持つことで、人付き合いはよくなりますよね。

また、始めから苦手意識を持たないことも大切です。食事もそうですが、好き嫌いなく食べることで、全ての栄養素を摂取することが出来ます。社会とは人との出会いによって自分自身が大きく成長できる場、縁あって出会った人との関係性をよくすることで、自分自身を高め、プラス思考という点でも学びが深くなります。

「社会の変化のスピード」

刻々と流れが変わっていく社会。AIのような人工知能が仕事や作業の一端を担うようになったことで人の存在価値を見出ししていくことや、テクノロジーとの上手い付き合い方を考えなければならない時になったのではないのでしょうか。

蛇口をひねれば水が出るし、暗くなれば電気が使える、薪を焚かなくともお湯が使えるし、遠くに住む家族とも携帯電話を使って話すことも出来る。便利になったのは、人間が時間を有効に使えるという点では素晴らしいことですが物質的に便利な社会になったことが当たり前ようになってしまい、情報にしても、全てを鵜呑みにすることで、知らず知らずのうちに洗脳

されていても気が付いていないのではないのでしょうか。電磁波が身体にどのような影響を与えているかなども、自分の視点で調べてみることも大切だと思います。

どんなテクノロジーでも、それを上手に使いこなすことに意識を向けて欲しいと思います。振り回されてしまっは、元も子もありません。

「ツキを呼ぶ」

社会の中では、あの人はついてる！とかツキが回ってきた！とか最近では引き寄せなどという言い方もしますが、どんな意識をすることで「ツキ」を呼ぶことができるのでしょうか。

ツキを呼ぶにはコツがいります。あまり追い求めすぎてもいけませんし、肝心なことに目を向けていないと見失ってしまいます。常に自然の理に沿って生きる事でツキを呼んでくれると言われてます。

- 調和していること
 - 公平であること
 - 共生していること
 - 無駄がないこと
 - 自由であること
 - 単純であること
- という特性です。

そして大切なことは感謝する心です。どんなに、コツを実践してもこの感謝の心、気持ちがなければ、ツキを味方にすることはできないでしょう。

目標：1日20回！、ありがとうございます。と言いましよう。人は、誰も一人では生きていけません。多くの人々に、そして先祖にも支えられながら生きています。

今日も呼吸ができることの幸せ、ご飯が食べられる幸せ、健康で元気でいられる幸せ、大好きな人と一緒にいられる幸せ、感謝し始めたら、自分のまわりには、たくさんの幸せがありますし、いくらでも感謝することはあります。

感謝することで、気分もよくなってきます。気分が良くなると「気」の流れもよくなります。するとツキも自然にやってくるのです。

是非、意識して行ってほしいと思います。

次回は最終回、「自分自身」に意識を向けていきたいと思っています。

(会社概要) アニモプラス株式会社 (習志野ブロック東習志野支部所属) <https://www.lifeanimo.com>

カウンセリング、少人数子供教室、社員教育、各事業を柱に元気な「職業と人生(ライフキャリア)」を目指す人材育成コンサルティング会社

各種セミナーで経営感覚を磨き、視野を拡げよう

こんにちは
トップに直撃！



バラ園を設立当初から見守るフランソワ・ジュランビル(ピンクのつるバラ)の大アーチ

諸川良太社長：初めまして！今日は、京成バラ園へようこそ、お越しくございました！

吉橋八千代ブロック広報委員長：宜しくお願ひします。昔から慣れ親しんでいるバラ園さんを訪問させて頂き、とても嬉しいです。

社長：私は、今年7月に当社に赴任したばかりですが、京成電鉄グループの中でも特色ある当社の今後には大いに期待しています。企業経営の中で“文化”を育むことは、一朝一夕にはできません。当社は、この八千代でもう62年間もバラの育成を通して、“文化”の“香り”を発信し続けています。

長岡八千代ブロック広報副委員長：当にサステナブルそのものですね！コロナ禍で、皆様、大変なご苦労を強いられているところだと思いますが、京成バラ園さんは、来園者が増えているそうですね！？

ガーデン部佐藤克己課長：こうした時期、逆に多くのご来場を頂いたことには、身の引き締まる思いがあります。屋外なので3密回避、遠方への異動が制限されたので市内回帰ということもありますが、設立以来、毎年の様に研究開発部が開発した新品種が世界各地の



2015年/第17回世界バラ会議“優秀庭園賞”



三者協定（真ん中は、服部八千代市長）

京成バラ園芸株式会社

代表取締役社長 諸川 良太

「世界中の人々に、バラと夢と幸せを届けます」を企業理念とする当社が運営する『京成バラ園』は、八千代市に昭和46年に誕生しました。昨年秋には、コロナ禍で遠出を控えた方達が屋外施設で安心して楽しめるということもあり来園者数が過去最高を記録したそうです！

インタビュアー：吉橋八千代ブロック広報委員長、
長岡八千代ブロック広報副委員長

日時：2021年9月13日（月）

場所：八千代市大和田新田

京成バラ園芸株式会社及び同庭園

コンクールで受賞を重ね、専属ガーデナーを中心に各部の協力もあり、こちらの庭園が、「世界バラ会議」で、“優秀庭園賞”（写真参照）を授与されたりという地道な活動が実を結んでいるのかなと思います。平成9年には八千代市の花にバラが選ばれ、その後、地元大学や市との産学連携も進み（写真参照）、また、昨年、本社登記を八千代に移転したことで、地元の皆様に一層、近い存在になっていると感じています。今年春、クラウドファンディング^[注]への感謝で市内の病院や施設にバラ苗をお贈りすることもできました。

吉橋：いろいろな事業部があるのですね？

社長：当社はバラだけでなく、新規事業部では「ヒラタケ」の生産・販売、米屋^{（株）}さんやサクマ製菓^{（株）}さんとのコラボ商品開発、造園部では個人のお庭の手入れからマンション等の植栽管理、企業や自治体の庭園管理も請け負っています。「谷津バラ園」もその一つです。ガーデン部では、来園者へのバラやその他園芸品の小売販売の他にネット販売にも力を入れています。あまり知られていませんが、バラ営業部ではバラの苗を農家に販売し、農家で育てられて切り花として、全国の市場や花店に出荷されています。また、海外8社の代理店を通して新品種の販売を行い、フランスのメイヤ



企業と共に地域社会の発展に取り組んでいます



ブライダルマザー 桂由美さん寄贈のローズガゼボ
(鐘は恋人の聖地のシンボル)

京成バラ園は、㈱ユミカツラインターナショナルのロケーションフォトプランの撮影場所になっており、ロマンティックなウェディングフォトの撮影が可能

ン社等世界の著名バラ育種会社9社の日本総代理店として優良品種の輸入も行っています。

吉橋：庭園内のバラの種類は見応えがありますね！

社長：この後、ご案内しますが、このローズガーデンは、30,000㎡の敷地に希少な原種から新品種迄、1,600種類、10,000株のバラが季節に応じて咲いています。ご存知の方も多いかと思いますが、プロポーズに相応しいロマンティックなスポットとして「恋人の聖地」に選ばれパワースポットにもなっているんですよ。当社設立に参画し、バラ園研究所所長として、バラの育成に生涯を捧げて「ミスターローズ」と呼ばれた鈴木省三氏のバラを愛する情熱は、今も全従業員とお取引先に引き継がれています。来園される地域の皆様にも熱い想いをお届けできればと思います。

佐藤課長：当園はこれ迄、比較的中高年の方々のご来場が多かったのですが、この夏休み、将来を担う若者達に合わせた企画を打ち出しました。敢て、夕方からの時間に設定した初のナイトイベント「あかりのインスタレーション」を実施したところ、1日で来園者800名を越す日もありました。社内のアイデアで工夫を凝らした手作り感に皆様、とても喜ばれて、来年も来たいとのリクエストを多く頂いています。

佐藤課長：美味しいものも取りそろえた最近の当園には、女性同士やファミリー層のリピーターも増えています。庭園で、たっぷりバラを堪能された後は、レストラン“ラ・ローズ”で、ゆっくりと自家農園の朝摘みハーブ野菜サラダのランチやバラのジェラードを楽しんで頂いたり、石窯ベーカリー“サンブレッタ”で、人気のカレーパン・クリームパンやその他100種類の香ばしい焼きたてパンの中からお土産にされる方も多い様ですし、こちらのお店だけの目的でのご来店も増えています。

野生種のバラや多くのオールドローズは、春から初

夏にかけて1度しか咲きませんが近年販売されているバラの主力は、春はもちろんのこと、初夏から秋にかけて何度か咲くものばかりです。秋は、バラの香りを強く感じやすいので私のお奨めのシーズンです。色・香・形と様々な楽しみ方ができるのもバラの大きな魅力です。昨年の「香りとアートに包まれるオータムローズガーデンパーティ」には、地元からも多くのご来場がありましたし、こんな世の中だからこそ、バラの香りと色とりどりの多品種の花をご覧頂き、是非、日常を少し離れて、癒されて頂きたいと思っております。

吉橋：では、これから、長岡さんと一緒に、小学生以来、半世紀振りに、東洋一というより、世界に誇れる八千代の京成バラ園をたっぷり歩かせて頂きます。本日は、ありがとうございました。

[注]クラウドファンディング：大衆(crowd)と資金調達(funding)を組み合わせた造語。不特定多数の人が他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うこと。当社では、昨年「多くの人たちをバラで笑顔にしたい」と当初目標500万円を開始し、最終的に814人から866万円が集まった。



聖火
京成作出第一号であり、
世界に名を広めた聖火



快挙
ローマ国際コンクールで金賞受賞



令の風(れいのかぜ)
丈夫でよく咲くバラ ギフ国際ローズコンテストで金賞受賞

～ 編集後記 ～

「京成バラ園」には、子供の頃に遠足で来た遠い思い出があります。改めて訪問し、八千代にこのような世界があるんだと、男性でも感激しました。今度は、吉橋委員長とではなく、別なパートナーと一緒に来てみるつもりです・・・！

(八千代ブロック 広報委員会副委員長 長岡 勇)

地域の仲間たち

掲載原稿
募集中！

新会員

大和証券株式会社 八千代緑が丘営業所

代表者 営業所長 山田 泰樹
営業所設立 2019年11月
事業内容 証券業
住所 八千代市緑が丘 1-2-19
東洋コーポレーション緑が丘ビル SKM1 階
TEL：047-419-6910 (代表)
URL：https://www.daiwa.jp/

大和証券では、資産運用以外にも相続・贈与のご相談や、M&Aによる事業拡大・事業承継など法人様の本業においても適切なアドバイスができるよう努めております。お客様のお悩みは千差万別ですが、このコロナ禍のタイミングだからこそお客様に寄り添い、地域に根差したコンサルティングサービスを提供することをモットーに営業活動を行っております。



新会員

新甲鋼材株式会社

代表者 取締役 小林 雄一
設立 昭和63年6月
事業内容 シャーリング加工 ミニレバラー加工
重、軽量シャッター制作 建築部材制作
住所 千葉市花見川区千種町 310-7
TEL：043-250-9861 FAX：043-250-9860
E-メール：shinkou-yuichi@spice.ocn.ne.jp
FB：https://www.facebook.com/koba.yuichi.31/

【鋼材部】

材料手配はもちろん、シャーリング加工ミニレバラー加工多種多様な鋼材加工を工場内で一括して対応。自社専用トラックを所有しており、即納緊急対応が可能です。

【建材部】

重、軽量シャッターの設計、製作、取り付けまで一括して行う事によりあらゆる状況にも対応。建築、土木、設備品のスポット品から量産品まで数量にこだわらず対応致します。

素材から製品まで一貫した生産ライン、納期管理でお客様のニーズに迅速丁寧にお応えして参ります



新会員

税理士法人フロイデ

代表者 代表税理士 佐藤 純一
所長税理士 羽田 哲也
設立 平成26年4月
事業内容 税理士業
住所 習志野市奏の杜 1-3-11
TEL：047-407-4030 FAX：047-411-9708
E-メール：haneda@freuden.or.jp
URL：https://www.freuden.or.jp



私たちフロイデは、習志野市奏の杜と、船橋市高根台の2エリアに拠点を構える税理士法人です。地域に密着した「税務の総合病院」を目指して、中小企業の皆様をサポートしています。「奏の杜ビュロー」は大通りにある路面事務所ですので、ぜひお気軽にお立ち寄りください。



有限会社えびず(焼肉えびず)

代表者 代表取締役 君塚 富士夫
設立 平成2年12月
事業内容 韓風ダイニング焼肉店
住所 八千代市ゆりのき台 4-6-2
(八千代中央駅徒歩3分)
TEL：047-486-5550
URL：https://b324200.gorp.jp/



「特選和牛
風神雷神コース」

極上の個室空間で楽しむ
贅沢だけどリーズナブルな焼肉
創業36年目の高級和牛の焼肉店です。大小個室がございます。換気、感染防止対策しっかりと対応しています。是非、ご接待・打合せ等にご利用下さい！



無煙ロースターは3分で
店内換気されます



極上の個室空間は全て掘りごたつ、全7部屋

○営業時間：11：00～20：00
(県の要請を遵守しています)
○定休日：火曜日

千葉西法人会広報誌やホームページで貴社をPRしてください!!

広報誌「地域の仲間たち」原稿募集中！ HP「会員企業PR」リンク先受付中！

詳しくは、事務局までお問い合わせ下さい

公益社団法人 千葉西法人会 会員証

法人税確定申告書「別表一」下の余白に貼付する会員証です
申告書にこのマークを切り取って貼りましょう。

e-Tax ご利用の場合は法人事業概況説明書の「16 加入組合等の状況」欄に千葉西法人会会員と入力しましょう。